

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第88号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p><u>（5） 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者</u></p> <p>2 略</p>	<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第24条 条例第22条第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号の<u>一</u>に該当する者とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第69号）の施行の日から施行する。